

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	岡 田	妥 知
同	福 田	武 洋

住民監査請求について（通知）

令和 6 年 9 月 20 日付け、同月 27 日付けで提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

記

本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討した結果、以下のとおりの判断となった。

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

また、監査委員は、監査請求の対象とされた行為又は怠る事実につき違法、不当事由が存するか否かを監査するに当たり、住民が主張する事由以外の点にわたって監査することができないとされているものではなく、住民訴訟は監査請求の対象とした違法な行為又は怠る事実についてこれを提起すべきものとされているのであって、当該行為又は当該怠る事実について監査請求を経た以上、訴訟において監査請求の理由として主張した事由以外の違法事由を主張することは何ら禁止されていないと解されることから、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である（最高裁判所昭和 62 年 2 月 20 日判決）。

さらに、普通地方公共団体の住民が特定の公金の支出を違法な行為としてとらえ、その差止めを求めて監査請求をした以上、請求者は、右監査請求において当該違法な行為たる公金の支出により普通地方公共団体が被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求していなくとも、当該公金の支出を違法な行為としてとらえ、当該公金の支出について損害賠償を求める訴訟を提起することができ、この点について監査請求不経由の違法はないとされている（東京地

方裁判所昭和 53 年 5 月 31 日判決)。

したがって、特定の財務会計上の行為を違法不当なものとして監査請求を行ったときは、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権を当該普通地方公共団体において行使しないことが違法、不当であるという財産の管理を怠る事実についての監査請求についても実質的に行われたものと解される。

本件請求において、請求人は、本件借地権設定契約における賃料が不相当に低廉であることを指摘し、請求人が相当と主張する賃料額との差額が大阪市に生じる損害であるとしてその損害の補填を講ずることを求めるものであるところ、令和 5 年 1 月 16 日付けで監査請求（以下「第 1 請求」という。）を行った請求人は、その第 1 請求において、本件借地権設定契約における賃料は不相当に低廉であり、違法不当な契約であるとして、同契約の締結の差し止めを求めた。

この点、第 1 請求と本件請求との間には契約締結の前後という時点の差異はあるものの、両請求は本件借地権設定契約の締結という点において同一の財務会計上の行為を対象とするものに他ならず、第 1 請求においては監査委員による実体的な監査もなされている。

また、第 1 請求を行った請求人は、同請求において本件借地権設定契約の締結の差し止めを求めているのであるから、前記東京地方裁判所昭和 53 年 5 月 31 日判決によれば、結果として本件借地権設定契約が締結された後でも、これに伴い生じる損害の賠償を別途訴訟において求めることも可能であると解される。さらに、第 1 請求を行った請求人は、本件請求において新たな証明資料を提出し、新たな違法不当事由を摘示しているものの、第 1 請求に後続する住民訴訟において、同請求時に提出していない証拠を新たに提出することや、同請求の理由として主張した事由以外の違法事由を新たに主張することは何ら禁止されていないと解される。

よって、第 1 請求を行った請求人に本件請求を認める必要も実益もない。

以上のことから、第 1 請求を行った請求人は重ねて本件請求を行うことは許されず、あなたからの本件請求は法第 242 条の要件を満たしていないため、住民監査請求の対象とならないものと判断した。